

II 博物館関連の法律，政令，省令，告示等

1 文部科学省設置法〔関係部分〕

〔平成11年7月16日 法律第96号
最近改正
平成19年6月27日 法律第96号〕

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法律は、文部科学省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第2章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第1節 文部科学省の設置

(設 置)

第2条 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定に基づいて、文部科学省を設置する。

2 文部科学省の長は、文部科学大臣とする。

第2節 文部科学省の任務及び所掌事務

(任 務)

第3条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第4条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関すること。
- 二 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。
- 三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 四 地方教育費に関する企画に関すること。
- 五 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 六 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。
- 七 初等中等教育(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育をいう。以下同じ。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 八 初等中等教育のための補助に関すること。
- 九 初等中等教育の基準の設定に関すること。
- 十 教科用図書検定の検定に関すること。

- 十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校，中学校，中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関する事。
- 十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。），学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。），学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児，児童，生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関する事。
- 十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する事。
- 十四 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育，海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する事。
- 十五 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。
- 十六 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関する事。
- 十七 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関する事。
- 十八 大学及び高等専門学校の設置，廃止，設置者の変更その他の事項の認可に関する事。
- 十九 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関する事。
- 二十 学生及び生徒の奨学，厚生及び補導に関する事。
- 二十一 外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関する事。
- 二十二 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関する事（外交政策に係るものを除く。）。
- 二十三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。
- 二十四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関する事。
- 二十五 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学をいう。）及び大学共同利用機関（同条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。）における教育及び研究に関する事。
- 二十六 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第3条に規定する国立高等専門学校をいう。）における教育に関する事。
- 二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センターにおける学術研究及び教育に関する事。
- 二十八 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導，助言及び勧告に関する事。
- 二十九 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営に関する指導及び助言に関する事。
- 三十 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者，地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する事。
- 三十一 私立学校教職員の共済制度に関する事。
- 三十二 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。
- 三十三 社会教育のための補助に関する事。
- 三十四 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関する事。

- 三十五 通信教育及び視聴覚教育に関すること。
- 三十六 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 三十七 家庭教育の支援に関すること。
- 三十八 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 三十九 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。
- 四十 学校施設及び教育用品の基準の設定に関すること。
- 四十一 学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 四十二 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 四十三 体力の保持及び増進の推進に関すること。
- 四十四 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十五 科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。
- 四十六 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四十七 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四十八 学術の振興に関すること。
- 四十九 研究者の養成及び資質の向上に関すること。
- 五十 技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。
- 五十一 技術士に関すること。
- 五十二 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）、研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること。
- 五十三 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること。
- 五十四 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること。
- 五十五 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。
- 五十六 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。
- 五十七 科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
- 五十八 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること。
- 五十九 科学技術に関する基礎研究及び科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること。
- 六十 科学技術に関する研究開発で、関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするものに関すること。
- 六十一 科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なものに関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 六十二 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。
- 六十三 放射線の利用に関する研究開発に関すること。

- 六十四 宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関する
こと。
- 六十五 宇宙の利用の推進に関すること。
- 六十六 放射性同位元素の利用の推進に関すること。
- 六十七 資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 六十八 原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。
- 六十九 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画
に関すること。
- 七十 原子力損害の賠償に関すること。
- 七十一 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための
規制に関すること。
- 七十二 試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除
く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関す
ること。
- 七十三 原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。
- 七十四 放射線による障害の防止に関すること。
- 七十五 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。
- 七十六 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 七十七 スポーツのための助成に関すること。
- 七十八 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
- 七十九 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。
- 八十 スポーツ振興投票に関すること。
- 八十一 文化（文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財をいう。
第85号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第82号において同じ。）の振興に関する企画及
び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 八十二 文化の振興のための助成に関すること。
- 八十三 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。
- 八十四 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 八十五 国語の改善及びその普及に関すること。
- 八十六 著作者の権利、著作権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。
- 八十七 文化財の保存及び活用に関すること。
- 八十八 アイヌ文化の振興に関すること。
- 八十九 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集
及び宗教団体との連絡に関すること。
- 九十 国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 九十一 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）第2条に規定するユネス
コ活動をいう。）の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 九十二 文化功労者に関すること。
- 九十三 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、
スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十四 教育関係職員，研究者，社会教育に関する団体，社会教育指導者，スポーツの指導者その他の関係者に対し，教育，学術，スポーツ及び文化に係る専門的，技術的な指導及び助言を行うこと。

九十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

九十七 前各号に掲げるもののほか，法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

（以下略）

附 則 [平成19年6月27日 法律第96号] 抄

（施行期日）

第1条 この法律は，公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 文部科学省組織令〔関係部分〕

平成12年6月7日 政令第251号
最近改正
平成19年12月12日 政令第363号

(略)

(大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等)

第2条 本省に、大臣官房及び次の七局並びに国際統括官1人を置く。

生涯学習政策局

初等中等教育局

高等教育局

科学技術・学術政策局

研究振興局

研究開発局

スポーツ・青少年局

2 大臣官房に文教施設企画部を、高等教育局に私学部を置く。

(以下略)

(生涯学習政策局の所掌事務)

第4条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。
- 三 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 五 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 六 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。
- 七 社会教育及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 九 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。
- 十一 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関すること。
- 十二 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

- 十四 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者，地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習並びに学芸員となる資格の認定に関すること。
- 十七 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。），博物館，公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 公立の図書館（学校図書館を除く。），博物館，公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十九 社会教育のための補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 社会教育としての通信教育に関すること。
- 二十一 家庭教育の支援に関すること。
- 二十二 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し，専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的，技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十三 教育関係職員，社会教育に関する団体，社会教育指導者その他の関係者に対し，専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的，技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十四 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会，大学分科会及びスポーツ・青少年分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 二十五 独立行政法人評価委員会社会教育分科会の庶務に関すること。
- 二十六 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 二十七 独立行政法人国立科学博物館の組織及び運営一般に関すること。
- 二十八 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の組織及び運営一般に関すること。

（以下略）

第2目 生涯学習政策局

（生涯学習政策局に置く課等）

第26条 生涯学習政策局に，次の5課及び参事官1人を置く。

政策課

調査企画課

生涯学習推進課

社会教育課

男女共同参画学習課

（政策課の所掌事務）

第27条 政策課は，次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生涯学習政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立

案並びに推進に関すること。

三 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

四 地域の振興に資する見地からの基本的な文教政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

五 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会，大学分科会及びスポーツ・青少年分科会に係るものを除く。）に関すること。

六 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか，生涯学習政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（調査企画課の所掌事務）

第28条 調査企画課は，次に掲げる事務をつかさどる。

一 教育，スポーツ，文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 教育，スポーツ，文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

（生涯学習推進課の所掌事務）

第29条 生涯学習推進課は，次に掲げる事務をつかさどる。

一 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関すること。

三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（高等教育及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

五 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者，地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

六 学校開放に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

七 学校開放のための補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

八 社会教育としての通信教育に関すること。

九 地方公共団体の機関その他関係機関に対し，専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的，技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

十 教育関係機関，社会教育に関する団体，社会教育指導者その他の関係者に対し，専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的，技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

十一 放送大学学園の組織及び運営一般に関すること。

（社会教育課の所掌事務）

第30条 社会教育課は，次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局並びに生涯学習推進課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。

- 二 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習並びに学芸員となる資格の認定に関すること。
- 三 社会教育のための補助に関すること（スポーツ・青少年局並びに生涯学習推進課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ・青少年局及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 公立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ・青少年局及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（ボランティア活動の振興に係るものに限る。）。
- 七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局並びに生涯学習推進課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局並びに生涯学習推進課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 独立行政法人評価委員会社会教育分科会の庶務に関すること。
- 十 独立行政法人国立科学博物館の組織及び運営一般に関すること。
（男女共同参画学習課の所掌事務）

第31条 男女共同参画学習課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画社会の形成の促進のための生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。
- 二 女性教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 女性教育のための補助に関すること。
- 四 公立及び私立の女性教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 五 公立の女性教育施設の整備のための補助に関すること。
- 六 家庭教育の支援に関すること。
- 七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 八 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
（参事官の職務）

第32条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 生涯学習に係る機会の整備（学習情報の提供に係るものに限る。）の推進に関すること。
- 三 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。
- 四 社会教育及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

（以下略）

第5目 科学技術・学術政策局

(科学技術・学術政策局に置く課等)

第54条 科学技術・学術政策局に、次の4課並びに計画官1人及び国際交流官1人を置く。

政策課

調査調整課

基盤政策課

原子力安全課

(以下略)

(基盤政策課の所掌事務)

第57条 基盤政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 科学技術に関する制度一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 五 研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限るものとし、研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 技術士に関すること。
- 八 地域の振興に資する見地からする科学技術の振興であって文部科学省の所掌事務に係るものに関すること。
- 九 科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
- 十 独立行政法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関すること。

(以下略)

第6目 研究振興局

(研究振興局に置く課)

第61条 研究振興局に、次の7課を置く。

振興企画課

研究環境・産業連携課

情報課

学術機関課

学術研究助成課

基礎基盤研究課

ライフサイエンス課

(以下略)

(学術機関課の所掌事務)

第65条 学術機関課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 学術に関する研究機関の研究体制の整備に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

- 二 学術に関する研究機関の活動に関する情報資料の収集，保存及び活用に関すること。
- 三 学術に関する研究設備に関すること。
- 四 国立大学附置の研究所，国立大学の附属図書館及び大学共同利用機関における教育及び研究に関すること（研究開発局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会の庶務に関すること。
- 六 大学共同利用機関法人の組織及び運営一般に関すること。

（以下略）

第2章 文化庁

第2節 内部部局

第1款 長官官房及び部の設置等

（長官官房及び部の設置）

第94条 文化庁に，長官官房及び次の2部を置く。

文化部

文化財部

（以下略）

第3目 文化財部

（文化財部に置く課等）

第107条 文化財部に，次の3課及び参事官1人を置く。

伝統文化課

美術学芸課

記念物課

（伝統文化課の所掌事務）

第108条 伝統文化課は，次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 文化財についての補助及び損失補償に関すること。
- 四 無形文化財，民俗文化財及び文化財の保存技術の保存及び活用に関すること。
- 五 アイヌ文化の振興に関すること（文化部の所掌に属するものを除く。）。
- 六 文化審議会文化財分科会の庶務に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか，文化財部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（美術学芸課の所掌事務）

第109条 美術学芸課は，次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建造物以外の有形文化財の保存及び活用に関すること（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 文化施設のうち美術館（独立行政法人国立美術館が設置するものを除く。）及び歴史に関する博物館に関すること。
- 三 独立行政法人国立文化財機構の組織及び運営一般に関すること。

（記念物課の所掌事務）

第110条 記念物課は，次に掲げる事務（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 記念物の保存及び活用に関すること。
- 二 埋蔵文化財の保護に関すること。

(参事官の職務)

第111条 参事官は、次に掲げる事務（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 建造物である有形文化財の保存及び活用に関すること。
- 二 伝統的建造物群保存地区の保存及び活用に関すること。

(以下略)

附 則 [平成19年12月12日 政令第363号] 抄

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月26日）から施行する。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [関係部分]

昭和31年 6月30日 法律第162号
最近改正
平成19年 6月27日 法律第98号

(略)

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置，管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒，児童及び幼児の入学，転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制，教育課程，学習指導，生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長，教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長，教員その他の教育関係職員並びに生徒，児童及び幼児の保健，安全，厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育，女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか，当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(以下略)

第4章 教育機関

第1節 通 則

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校，図書館，博物館，公民館その他の教育機関を設置するほか，条例で，教育に関する専門的，技術的事項の研究又は教育関係職員の研修，保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第31条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第24条の2第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(学校等の管理)

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

(教育機関の職員の任命)

第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)

第35条 第31条の第1項又は第2項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定がある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に関する意見の申出)

第36条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

(以下略)

附 則 [平成19年6月27日 法律第98号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(平19政362により、平19・12・26)から施行する。(後略)

4 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

平成2年6月29日 法律第71号
最近改正
平成14年3月31日 法律第15号

(目的)

第1条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第2条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第3条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第4条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第1項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」をいう。）の総合的な提供の方針に関する事項

二 前項に規定する地区の区域に関する事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。

5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。

6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第3項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(判断基準)

第6条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項

二 前条第1項に規定する地区の設定に関する基本的な事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては第4条第2項の政令で定める審議会の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときには、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、判断基準の変更について準用する。

第7条 削除

（基本構想の実施等）

第8条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4 前2項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 前3項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第9条 削除

（都道府県生涯学習審議会）

第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（市町村の連携協力体制）

第11条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

（以下略）

附 則 [平成14年3月31日 法律第15号] 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

5 地方自治法〔関係部分〕

昭和22年4月17日 法律第67号
最近改正
平成17年11月7日 法律第123号

第10章 公の施設

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を

継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

(以下略)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

6 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

昭和37年9月6日 法律第150号
最近改正
平成19年7月6日 法律第111号

（趣 旨）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和24年法律第207号）第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

昭和37年10月10日 政令第403号
最近改正
平成20年9月19日 政令第297号

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第三十三条 法第十六条第一項の政令で定める施設は、法第三条第一項の特定地方公共団体である都道府県又は市町村（当該市町村が加入している市町村の組合を含む。）が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設（以下次条、第三十五条及び別表第一において「公立社会教育施設」という。）とする。

第三十四条 法第十六条第一項の規定による国の補助は、公立社会教育施設の建物等（同項に規定する建物等をいう。以下第三十六条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する経費（以下この条、次条、第三十七条及び第三十八条において「復旧事業費」という。）の額が一の公立社会教育施設ごとに六十万円以上のものについて行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。

2 法第十六条第一項の規定により国が補助する公立社会教育施設の復旧事業費のうち事務費の額は、法第十六条第一項に規定する工事費（以下第三十六条及び第三十七条において同じ。）に百分の一を乗じて算定した額とする。

3 公立社会教育施設の復旧事業費のうち設備費の額は、別表第一上欄に掲げる公立社会教育施設の種類に応じて同表下欄に掲げる建物一坪当たりの基準額に、当該施設の別表第二上欄に掲げる建物の被害の程度の区分に応じて同表下欄に掲げる割合及び災害を受けた建物の面積を乗じて算定するものとする。

4 前項の場合において、当該建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きかつたことその他特別の理由により、当該算定方法によることが著しく不相当であると認められるときは、文部科学大臣は、財務大臣と協議して当該設備費の額を算定することができる。

（都道府県の事務費）

第三十五条 法第十六条第三項の規定により国が都道府県に交付する経費は、当該都道府県の区域内に存する市町村が当該年度中に行なう公立社会教育施設の災害の復旧に係る復旧事業費の総額、当該災害の復旧を行なう市町村の分布状況等を考慮して、文部科学大臣が交付する。

8 文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領

昭和45年12月7日 文体体第221号
最近改正
平成17年3月28日 16文科ス第464号

第1 趣 旨

文部科学省所管の公立社会教育施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 災害原因の調査

災害原因については法第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害（以下「激甚災害」という。）による被害であるかどうかを確認するとともに被災施設の原形および被災状況を調査するものとする。

第3 災害復旧事業の対象となる施設

法第2条第1項の規定による「激甚災害」の被害を受けた公立社会教育施設（都道府県又は市町村（当該市町村が加入している市町村の組合を含む。）が設置する公民館，図書館，体育館，運動場，水泳プール，博物館，青年の家，視聴覚センター，婦人教育会館，少年自然の家，地域改善対策集会所，柔剣道場，文化施設，相撲場及び漕艇場で当該設置者の所有に係るもの）で次に掲げるものとする。

1 建 物

当該公立社会教育施設の用に供されている建物（当該建物に附属する電気，機械，ガス，給排水衛生等の附帯設備を含む。以下「建物」という。）とする。

2 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物とする。

3 土 地

公立社会教育施設の敷地，屋外運動場（陸上競技場，庭球場，バレーボール場，野球場，球技場，運動広場等）等の土地及びこれらの土地の造成施設で樹木は含まないものとする。

4 設 備

社会教育活動を行う上に必要な教材，教具（体育レクリエーション用具を含む。）机・椅子等の備品とする。ただし，消耗品を除く。

第4 復旧費算出の原則

復旧費は，被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが，原形に復旧することが不可能な場合においては，当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し，原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては，当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

1 原形に復旧するとは被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

2 原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(一) 原形の判定が可能な場合

(1) 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかき上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) その他前号に掲げるものに類する工事。

(二) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流出又は埋没し、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘察し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事。

3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 敷地又は敷地造成施設が被災し、地形地盤の変動のため、又は、その施設の除去が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し著しく材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) その他前号に掲げるものに類する工事。

4 原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設に代るべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

(一) 建物の補修、工作物の復旧の場合

(1) 主要構造部が折損し又は傾斜し、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施行する工事。

(2) 建築基準法、その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、施行する必要最小限度の工事。

(3) 被災施設が立地条件の悪化等により過去3回以上浸水、被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事。

(4) その他前各号に掲げるものに類する工事。

(二) 土地の場合

(1) 敷地又は敷地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し、または材質を改良して施行する必要最小限度の工事、排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための土砂止等を設けて施行する工事。

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事。

第5 復旧費算出の基準

復旧工事費算出は一つの社会教育施設ごとに行なう。

1 建 物

(1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合においては、復旧費の算定は全壊又は半壊の面積に要領第8の3に定める1平方メートル当たりの新築単価を乗じて得た額とする。

(2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない場合においては、当該補修に要する経費を要領第8の4の歩掛りにより算出する。なお、再使用可能な残材があるときは、これを使用することとして、復旧費を算出することとする。

2 建物以外の工作物

建物以外の工作物が被災した場合においては、その新築又は補修に要する経費を要領第8の4の歩掛りにより算出する。

3 土 地

土地が被災した場合においては、その復旧に要する経費を要領第8の4の歩掛りにより算出する。

4 設 備

(1) 令第34条第3項により算定するものとする。ただし、同項により算定した額が実被害額（調査時の購入価格）より上回るときは実被害額とする。

(2) 設備の被害が令第34条第4項に該当すると認められる場合には、設備の実被害額（調査時の購入価格）および建物の被害程度その他参考となる書類を添付して本省あて報告する。

第6 建物の被害区分

建物復旧算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全 壊

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要がある状態にあるもの。

2 半 壊

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの。

3 補 修（大破以外）

(1) 大 破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

(2) 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

第7 調査前施行工事

現地調査前においてすでに施行済み又は施行中の工事については、その工事が本工事の全部又は一部となるもののみを被害写真等により状況を確認して復旧費算出の対象とする。

この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が算定した復旧費を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって復旧費とする。

第8 調査事務取扱

1 調査方法

- (1) 文部科学省の調査に対して財務局、福岡財務局支局又は沖縄総合事務局が立会するものとする。
- (2) 調査は原則として実地にて行うものとするがやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地教育事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。

2 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは復旧工事費（本工事費、附帯工事費及び設備費）及び事務費の合計額とする。

(1) 復旧工事費

ア 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料ならびに機械器具、損料、営繕損料のほか諸経費（諸経費率は別表とする）を含むものとする。

イ 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

ウ 設備費

社会教育活動を行う上に必要な教材、教具（体育レクリエーション用具を含む。）、机、椅子等の費用とする。

(2) 事務費

令第34条第2項に規定する事務費は、事業を施行するために必要な経費とする。

3 単 価

(1) 建築の新築復旧の単価

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領のうち小学校、中学校、幼稚園の校舎の単価を準用する。

ただし、体育館、運動場、水泳プール、柔剣道場、相撲場及び漕艇場については、小学校及び中学校の屋内運動場並びに教員住宅の単価を準用する。

(2) (1)以外の復旧の単価

労務及び資材単価は公共土木施設災害復旧事業費の算定に使用する単価による。ただし、その単価に定めのない資材については現地適正単価による。

4 歩掛り

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領を準用する。

5 調査結果の報告

別紙報告書様式1により調査終了後5日以内に本省あて報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

- (1) 災害復旧事業の採否については事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合。
- (2) 1施設当たりの調査額が5千万円以上となる場合。

第9 適用除外

次の各号に掲げるものは、適用除外とする。

- 1 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により、被災事業の確認できないもの。
- 2 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施行中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日（直営工事にあつては、着工届等に記載された着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。）

第10 附 則

この要領は、平成16年7月8日以降に発生した災害から適用する。

別 表

区 分	率
建 物 新 築 復 旧	0%
建 物 補 修 復 旧	15%
土地復旧（土地，コート類含む。）	公共土木施設災害復旧工事に使用する率
工 作 物 復 旧	15%
設 備 復 旧	0%

公立社会教育施設災害復旧費補助金交付申請要領（事業計画書）

1 趣 旨

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号，以下「法」という。）第2条第1項の規定による「激甚災害」を受けた公立の社会教育施設の災害復旧事業に対する国の補助は，法第16条，同法施行令（昭和37年政令第403号）第33条及び34条に定めるほか，この申請要領による。

2 補助対象となる施設

補助の対象となる施設は，公民館，図書館，体育館，運動場，水泳プール，博物館，青年の家，視聴覚センター，婦人教育会館，少年自然の家，地域改善対策集会所，柔剣道場及び文化施設とする。

3 補助事業に要する経費

A 工事費

上記施設で次に掲げるアからエのうち，国の査定を受けた後の復旧費（査定工事費）とする。ただし，次の条件により国の査定後に内容が変更されたものは，査定工事費と変更後の工事費のいずれか少ない額とする。

- 1) 現地調査時には被害の確認が不可能であったこと。
- 2) 工事施工中に，予測できない事態が発生したことによること。

ア 建 物

当該公立社会教育施設の用に供されている建物（（当該建物に附属する電気，機械，ガス，給排水衛生等の附帯設備を含む。）以下「建物」という。）とする。

イ 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物とする。

ウ 土 地

公立社会教育施設の敷地，屋外運動場（陸上競技場，庭球場，バレーボール場，野球場，球技場，運動広場等）等の土地及びこれらの土地の造成施設で樹木は含まないものとする。

エ 設 備

社会教育活動を行う上に必要な教材，教具（体育レクリエーション用具を含む。），机・椅子等の備品とする。ただし，消耗品を除く。

B 事務費

災害復旧事業の施行に必要な事務に要する経費で上記Aの工事費の100分の1を限度とする。

4 補助金の額

各施設ごとに上記3-A及びBの合計額に3分の2を乗じて得た額とする（ただし，各施設ごとに1,000円未満の端数は切り捨てる）。

5 申請の手続き

公立社会教育施設災害復旧費交付申請書の様式は別紙様式とし，次の書類を添付すること。

ア 事業計画書（別紙1）

イ 国庫補助事業対象工事費積算内訳書（別紙2～5）

ウ 復旧配置図

国庫補助対象とする建物，建物以外の工作物及び土地の復旧箇所，数量を記入すること。

エ 復旧図

設備復旧の場合は，添付を要しない。

オ 特例理由書（別紙6）

カ 契約書本文の写

未契約の場合は，工事施工確約書とする。

キ 収支予算書の写

当該復旧事業に関する議会の議決した収支予算書の関係部分の写とし，未決の場合は，議決確約書とする。

6 都道府県教育委員会の事務

国庫補助金の内定通知に基づいて域内市町村から国庫補助金申請書が提出されたときは，その内容を検討し，文部科学大臣に提出すること。